

決 定 要 旨

被 審 人（住所） 滋賀県東近江市東沖野一丁目 7 番 1 0 号
（名称） 平和奥田株式会社

上記被審人に対する平成 2 0 事務年度（判）第 3 号金融商品取引法違反審判事件について、金融商品取引法（以下「法」という。）第 1 8 5 条の 6 の規定により審判長審判官蛭川明彦、審判官城處琢也、同向井志穂から提出された決定案に基づき、法第 1 8 5 条の 7 第 1 項の規定により、下記のとおり決定する。

記

1 主文

被審人に対し、次のとおり課徴金を国庫に納付することを命ずる。

- (1) 納付すべき課徴金の額 金 1 2 6 6 万円
- (2) 課徴金の納付期限 平成 2 0 年 1 2 月 2 日

2 事実及び理由

(1) 課徴金に係る法第 1 7 8 条第 1 項第 1 号及び第 2 号に掲げる事実

被審人は、滋賀県東近江市東沖野一丁目 7 番 1 0 号に本店を置き、その発行する株券が大阪証券取引所市場第二部に上場されていた会社であるが、被審人は、近畿財務局長に対し、

第 1

- 1 平成 1 7 年 1 2 月 2 1 日、被審人の平成 1 6 年 1 0 月 1 日から平成 1 7 年 9 月 3 0 日までの連結会計期間につき、売上の過大計上、減損損失の不計上等により、連結経常損益が 9 4 3 百万円（百万円未満切捨て。以下、連結経常損益額、連結当期純損益額、連結中間純損失額及び連結純資産額について同じ。）の損失であったにもかかわらず、こ

れを581百万円の損失と、連結当期純損益が2,026百万円の損失であったにもかかわらず、これを350百万円の損失と記載するなどした連結損益計算書を掲載した被審人の第51期事業年度の連結会計期間に係る有価証券報告書（以下、「第51期有価証券報告書」という。）を提出し、

2 平成18年6月23日、被審人の平成17年10月1日から平成18年3月31日までの中間連結会計期間につき、売上原価の過少計上等により、連結経常損益が1,126百万円の損失であったにもかかわらず、これを226百万円の利益と、連結中間純損益が1,581百万円の損失であったにもかかわらず、これを307百万円の損失と記載するなどした中間連結損益計算書を掲載した被審人の第52期事業年度の中間連結会計期間に係る半期報告書（以下、「第52期半期報告書」という。）を提出し、

3 平成18年12月20日、被審人の平成17年10月1日から平成18年9月30日までの連結会計期間につき、売上の過大計上、貸倒引当金繰入額の過少計上等により、連結経常損益が1,825百万円の損失であったにもかかわらず、これを528百万円の利益と、連結当期純損益が2,263百万円の損失であったにもかかわらず、これを7百万円の利益と記載するなどした連結損益計算書を掲載した被審人の第52期事業年度の連結会計期間に係る有価証券報告書（以下、「第52期有価証券報告書」という。）を提出し、

4 平成19年6月27日、被審人の平成18年10月1日から平成19年3月31日までの中間連結会計期間につき、売上債権及び棚卸資産の過大計上等により、連結純資産額が485百万円の債務超過であったにもかかわらず、連結純資産額に相当する「純資産合計」欄に

1, 804百万円と記載するなどした中間連結貸借対照表を掲載した被審人の第53期事業年度の中間連結会計期間に係る半期報告書を提出し、

もって、重要な事項につき虚偽の記載がある有価証券報告書等を提出し、第2 平成18年12月12日、第51期有価証券報告書及び第52期半期報告書を組込情報とする有価証券届出書、並びに同月20日、第52期有価証券報告書を組込情報とする同有価証券届出書の訂正届出書を提出し、同有価証券届出書及び同訂正届出書に基づく募集により、同月28日、770,000株の株券を308,000,000円で取得させ、もって、重要な事項につき虚偽の記載がある発行開示書類に基づく募集により有価証券を取得させ

たものである。

(2) 法令の適用

第1の1

法第172条の2第1項本文、第24条第1項本文、証券取引法の一部を改正する法律（平成17年法律第76号）附則第5条第2項

第1の2

法第172条の2第2項前段、第24条の5第1項、証券取引法の一部を改正する法律（平成17年法律第76号）附則第5条第2項

第1の3

法第172条の2第1項本文、第24条第1項本文

第1の2及び3は、いずれも同一の記載対象事業年度に係る継続開示書類の提出についてのものであることから、上記により個別に算出した額につき、さらに法第185条の7第2項を適用する。

第1の4

法第172条の2第2項前段、第24条の5第1項

第2

法第172条第1項、第3項、第5条第1項本文、第3項、第7条

(3) 課徴金の計算の基礎

第1の1

法第172条の2第1項及び証券取引法の一部を改正する法律（平成17年法律第76号）附則第5条第2項の規定により、被審人の第51期事業年度連結会計期間に係る有価証券報告書に係る課徴金の額は、

- ① 被審人が発行する算定基準有価証券の市場価額の総額に10万分の2を乗じて得た額（68,139円）

が

- ② 2,000,000円

を超えないことから、2,000,000円となる。

第1の2及び3

被審人の第52期事業年度中間連結会計期間に係る半期報告書及び同事業年度連結会計期間に係る有価証券報告書に係る課徴金の額について、

- i) 法第172条の2第2項及び証券取引法の一部を改正する法律（平成17年法律第76号）附則第5条第2項の規定により、同半期報告書に係る個別決定ごとの算出額は、

- ① 被審人が発行する算定基準有価証券の市場価額の総額に10万分の2を乗じて得た額（77,396円）

が

- ② 2,000,000円

を超えないことから、2,000,000円の2分の1に相当する額である

1,000,000円となり、

ii) 法第172条の2第1項の規定により、同有価証券報告書に係る個別決定ごとの算出額は、

① 被審人が発行する算定基準有価証券の市場価額の総額に10万分の3を乗じて得た額 (116,094円)

が

② 3,000,000円

を超えないことから、3,000,000円となる。

iii) 法第185条の7第2項の規定により、同半期報告書及び同有価証券報告書が、いずれも第52期事業年度に係るものであり、これらに係る個別決定ごとの算出額の合計4,000,000円が、同有価証券報告書に係る算出額(3,000,000円)と、同半期報告書に係る算出額に2を乗じた額(2,000,000円)のいずれか高い額(3,000,000円)を超えることから、3,000,000円を個別決定ごとの算出額に基づき按分することとなり、

同半期報告書に係る課徴金の額は、

$3,000,000 \times 1,000,000 / (1,000,000 + 3,000,000) = 750,000$ 円

同有価証券報告書に係る課徴金の額は、

$3,000,000 \times 3,000,000 / (1,000,000 + 3,000,000) = 2,250,000$ 円

となる。

第1の4

法第172条の2第2項の規定により、被審人の第53期事業年度中間連結会計期間に係る半期報告書に係る課徴金の額は、

① 被審人が発行する算定基準有価証券の市場価額の総額に10万分の3を乗じて得た額 (75,250円)

が

② 3,000,000円

を超えないことから、3,000,000円の2分の1に相当する額である1,500,000円となる。

第2

法第172条第1項第1号の規定により、重要な事項につき虚偽の記載がある発行開示書類に基づく募集により取得させた株券等の発行価額の総額の100分の2に相当する額が課徴金の額となることから、平成18年12月12日提出の有価証券届出書及び同月20日提出の同有価証券届出書の訂正届出書に係る課徴金の額は、

$$308,000,000 \text{ 円} \times 2 / 100 = 6,160,000 \text{ 円}$$

となる。

平成20年10月1日

金融庁長官 佐藤隆文